

臓器提供意思確認のためのリーフレット作成の試み

○重満恵美¹、相馬宏敏²、瀧口俊一²、林チエ子²、塚本美保³
 (財団法人 宮崎県腎臓バンク¹、宮崎県福祉保健部健康増進課²、
 社団法人 日本臓器移植ネットワーク³)

【はじめに】

救命の現場において、脳死状態で回復不可能な患者さんの家族に対し、臓器提供という選択肢を伝えることや提供意思を確認することは、医療者にとって精神的な負担が大きいことが推測され、そのことが臓器移植が進展しない要因の一つと考えられる。

そこで医療者の負担を軽減しながら、かつ患者さんの臓器提供の意思を確認するためのリーフレットを作成したので報告する。

【I 方法】

選択肢の提示に関する国内の文献、救急医療に関わる移植情報担当者への聞き取りから、選択肢提示における問題点や医療者のニーズの把握を行い、リーフレットの作成を試みる。

【II 結果】

(社)日本臓器移植ネットワークによると、平成16年の全国の腎臓提供症例について、提供の契機を分析した結果、(1)家族からの申し出、(2)医療者からの臓器提供に関する選択肢提示、がそれぞれ半数ずつであった(図1)。一方、救急医を対象とした意識調査では、「臓器提供の意思確認をすることは負担か」の問いに48%が精神的負担だと答えている。

県内における脳死患者の家族へ臓器提供に関する情報提供や意思確認は、平成15年までは0件、16年1件、17年8件なされたが、選択肢の提示を行った医師の中にはそのことが精神的に負担と感じたという意見もあった。県内18名の移植情報担当者に対し、選択肢提示に対して「もし、意思確認に用いるリーフレットが存在しているならば、臓器提供の選択肢提示は行い易いか」という聞き取り調査を行った結果、9割は肯定的でありニーズが高いことが分かった。以上から次のような特徴をもつリーフレットを考案した。

1 内容

(1)提供する・しないの意思を尊重し、いずれを選択しても、治療上の不利益にならない旨を明記。(2)臓器提供の話しを聞くか否かの質問紙が織り込まれ、その提出は任意。

2 配布対象者：次の全ての項目に当てはまる方

(1)脳死状態又は脳死に近い状態、あるいは治療不可能な状態と診断されている。(2)家族が現状を受け止めている。(3)ドナー適応禁忌事項がない(表1)。

3 依頼施設

11の腎臓提供協力病院で、かつ使用について院内の合意の得られている施設。

4 実施主体：宮崎県

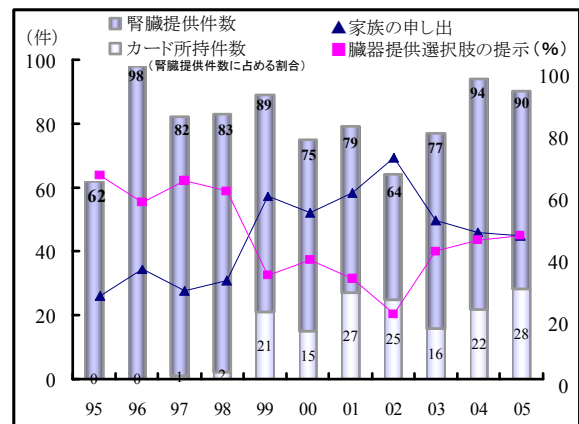


図1 腎臓提供の件数とその契機 (全国)

表1 ドナー適応基準

- 1 以下の疾患または状態を伴わないこととする
 - (1)全身性の活動性感染症
 - (2) HIV 抗体、HTLV-1 抗体、HBs 抗原、HCV 抗体 (肝・腎・小腸以外) などが陽性
 - (3)悪性腫瘍 (但し、原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものは除く)
- 2 以下の場合には慎重に適応を決定する
 - (1)心疾患、肺疾患、肝機能異常、脾機能障害、器質的腎疾患、小腸疾患の存在
 - (2)HCV 抗体陽性 (肝・腎・小腸)
- 3 年齢
 - 50 歳 (心)、70 歳 (肺・腎)、60 歳 (脾・小腸)
 - 以下が望ましい

【Ⅲ 考察】

県内の一般、医療者を対象とした臓器提供に関する意識調査（図 2）において、「家族が蘇生不可能な状態になった時、あなたはどうか考えるか」の問いに対し、両群共に半数の回答者は「自分から申し出て提供」又は「医療者から話ができれば提供を考える」のいずれかを選択した。しかし、実際の救命現場では、たとえ本人の臓器提供の意思を知っていたとしても、家族はそのことにまで考えが及ばない、又は切り出すタイミングが分からない等で、提供の機会を逃すことが考えられる。そこで、医療者から家族へ情報を提供していただきたいが、医療者の負担が大きいためそれが実施され難いという側面がある。この課題に対応するために、宮崎県は意思確認の環境整備として本リーフレットを作成した。平成 18 年 3 月の時点で、このような施策を実施しているのは全国で福岡県と宮崎県のみである。

「臓器を提供する権利」と「提供しない権利」は同等に尊重されるべきである。もし、家族が臓器提供の機会があることに気づかなければ、臓器提供しない権利は保障されるが、提供する権利は保障されないことになる。それぞれの権利を尊重する観点から、宮崎県及び腎臓バンクは意思確認を行うことを本リーフレットで支援したいと考える。完成後半年が経過した現時点において、腎臓提供協力病院では、使用に際し、臓器提供体制の整備・再確認の段階、またはリーフレットを用いない方法で意思確認が行われているかのいずれかで、まだ実践的活用には至っていない。今後は長期の視点でリーフレットの効果を検証していくことが必要である。

【おわりに】

平成 17 年 6 月、県内で初めて心停止後の臓器提供が行われた。平成 18 年 3 月末において、県内では 4 名の方が尊い腎臓をご提供されている。大切な家族の一人を突然失った深い悲しみは癒えないが、移植後、レシピエントの経過報告の度に、それが遺族にとって心理的な癒しとなっているように感じられることがある。移植医療は社会全体で取り組むものである。「臓器提供をする」、「提供しない」の意思を把握し、前者の場合には最善を尽くすことが、残される者の最期に成し得ることのひとつである。臓器提供の意思確認はその出発点として重要であり、そのツールの 1 つとして今回作成のリーフレットが活用されることを期待したい。

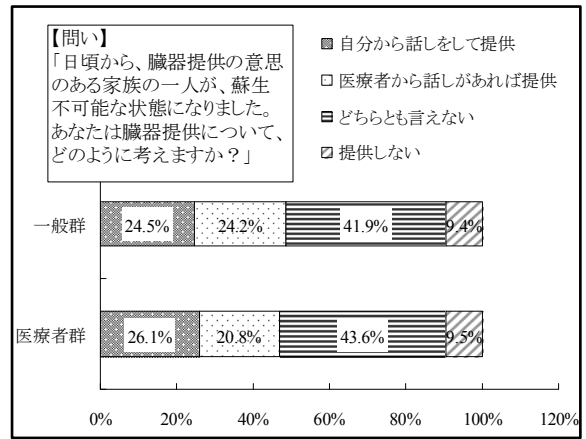
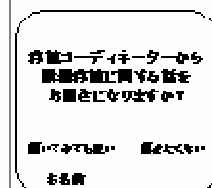
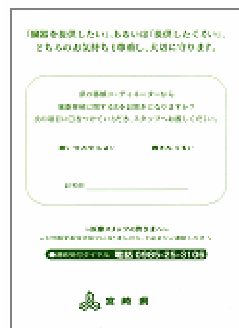
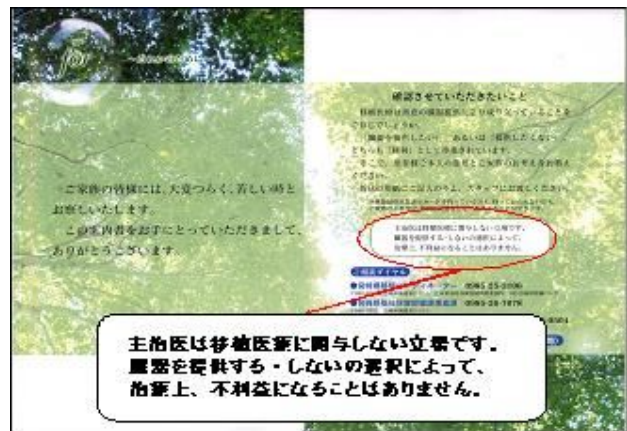


図 2 臓器提供に関する意識調査



臓器提供意思確認リーフレット
「ご家族のみなさまへ」



←折込用紙